

悪質商法から身を守るために

よくある手口と対応策を紹介します

悪質商法や詐欺まがいの商法による被害が区内で発生しています。被害に遭わないためには、正しい知識に基づき慎重に判断し、毅然とした態度で相手に臨むことが大切です。

今回は、最近区内で発生した事例から、悪質商法の実態と対応策を紹介します。もし、被害やトラブルに遭っても、一人で悩んだり諦めたりせず、できるだけ早く新宿消費生活センターにご相談ください。

【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3830・FAX(5273)3110へ。



■事例1■ お試しでの購入 「お試しのはずが定期購入だった」

お試しで1回だけのつもりでサプリメントなどの商品を購入したところ、気が付いたら定期購入が条件だったという事例です。2回目以降は高額なので解約しようとしても、解約は電話受け付けのみでつながらず、解約できません。



対応策

- ▶注文前に契約内容を確認し、広告表示・申込確認画面を保存する
- ▶解約したい旨を伝えるメールや電話の発信履歴を保存し、文書でも解約希望の旨を送る

■事例2■ 送りつけ商法 「頼んでいないのに商品がきた」

海外等から頼んだ覚えのない商品が届き、受け取ってしまったという事例です。出かけている間に自分あての代引きの荷物が届き、家族が代金を支払ってしまうこともあります。



対応策

- ▶開封・支払いはせず、配送業者からの受け取りを拒否する
- ※もし開封しても、代金の支払いは不要です。請求されても応じないようにしましょう。

■事例3■ 点検商法 「お宅の屋根瓦が傷んでいるようです」

リフォーム業者が来訪し、屋根瓦が外れている写真等を見せられ「火災保険が使えるので負担はない」と促されて、修理工事の契約を迫られる事例です。後から工事の必要がないことに気が付いても、高額なキャンセル料を請求されることがあります。



対応策

- ▶その場で決めず、本当に必要な修理なのか家族や知人に相談する
- ※リフォーム専門の公益の相談機関もあります。
- ▶修理の契約前に必ず保険会社に保険の適用関係を確認する

■事例4■ ネット通販トラブル 「注文した商品が届かない、偽物が届いた」

インターネットの通信販売を利用したところ商品に問題があり、連絡しようとしてもそのサイトがすでになく、相手と連絡が取れなくなるという事例です。



対応策

- ▶購入前に、通販サイトの運営事業者名・電話番号等が記載されているか、代金の振込先口座が個人名義でないこと等を確認する

ほかにも注意したい悪質商法とその対応策

●インターネットの架空請求

心当たりのない料金請求メールは無視し、返信・電話・URLへのアクセスは絶対にしないようにしましょう。

●トイレ修理・鍵開け等の高額請求

事業者が作業に取り掛かる前に作業内容と料金をよく確認しましょう。

●自宅の売却トラブル

自宅の売却にはクーリング・オフ制度が適用されません。家族等と十分話し合い、慎重に判断しましょう。

●光回線をアナログ回線へ戻す

大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が必要のないサービスなどを付けて高額な契約をしていることがあります。事業者名をしっかりと確認しましょう。

●出会い系サイト・アプリでの投資詐欺

海外への投資を勧められます。実際に利益が出ても出金するのに多額の手数料が必要と言われるなどの例があるので注意しましょう。

トラブル解決に向けてお手伝いします

新宿消費生活センターでは、区内在住・在勤・在学の方を対象に消費生活に関するさまざまな相談をお受けしています

★消費生活相談(電話・来所)

消費生活相談員が問題解決のための助言や情報提供をしています。

【相談日時】月～金曜日(祝日・年末年始等を除く)

▶電話相談…午前9時～午後5時 ▶来所相談…午前9時～午後4時30分

★弁護士相談(予約制)

弁護士が法律の専門的な観点からアドバイスします。

【相談日時】毎週水曜日(祝日・年末年始等を除く)午前9時～12時・午後1時～4時

★多重債務特別相談(予約制)

弁護士・区の職員等が、債務の整理や整理後の生活相談を、個別の状況に合わせてお受けしています。

【相談日時】第4火曜日(祝日・年末年始等を除く)午後1時～4時